

# 平成28年度事業計画書

## 基本方針

本協会の財政状況は、長年に亘る超低金利の影響に加え、共に宮城県からの委託事業である宮城県海外研修員事業の廃止（平成20年度）や宮城海外研修員会館の閉館（平成23年度）に伴う収入減の影響が、この数年更なる赤字幅の広がりによって拍車をかけてきており、宮城県公社等外郭団体経営評価委員会による調査審議の結果においても速やかなる改善を求められている状況にある。

このようなことから昨年度より協会発足以来初の大幅な業務見直しを図っているところであるが、平成29年度には当期経常増減額を黒字転換させるべく、平成28年度はさらに国際交流事業に対する助成金事業など一部事業の廃止や統合を図ることとする。

また、財政面のことだけでなく、今年度は、平成29年度以降の職員削減を視野に入れた体制移行期間としても重要な1年と定め、事業の遂行に当たるものとする。

一方、国の施策を受け、近年増加している労働力不足を補うための技能実習生は本県においても急増しており、このような社会環境の変化に迅速に対応することは地域国際化協会としての責務であることから、今年度は（一財）自治体国際化協会の「多文化共生のまちづくり促進事業」助成金を活用し、技能実習生を顔の見えない外国人のままにしておくのではなく、防災上の観点からも地域住民の一人として社会に関わることができるような仕掛けづくりをしていくこととする。このような取り組みは、全国の地域国際化協会でもほとんど前例がないことから、平成27年度に実施した「定住外国人とともに学ぶ実践介護塾」事業同様パイロット的な役割を果たすことにもなると考えられる。

また、平成27年度から新規受託事業として実施している「JET参加者生活支援事業」は、世界各国からALT（語学指導助手）として県内各地に赴任する青年たちが、本県での生活をスムーズにスタートするための通訳サポーターの派遣並びに異文化ストレスを軽減するための研修会という二本立てで構成されているものであるが、15市区町村35名の英語通訳サポーターの登録を得て、来日直後の複雑な携帯電話の契約や健康診断、任用団体との面談等の場面で力を発揮していただき、また異文化間ストレスを専門とする臨床心理士の協力のもと、全国でも初のJET参加者を対象としたストレスケア研修を実施することで、国際結婚移住女性たちとは異なったストレスの傾向を把握することができた。初年度に得られた手応えをもとに、平成28年度もより充実した内容で取り組むものである。

このように、本協会は財政的にもマンパワー的にもかつてないほどの厳しい状況に晒されつつあるが、宮城県が平成26年度から平成30年度までの5年間を計画期間と定めた「第二期宮城県多文化共生社会推進計画」における中核的実働組織として位置付けられた役割と責任を全うすべく、変化著しい定住外国人の実態をきめ細かく精査し、今後とも現実的かつ先進的な取り組みを恙なく推進するよう努力するものである。

# 事業計画

## I 国際交流・国際協力事業

### 1 国際交流に関する啓発及び普及事業

#### (1) 機関紙編集発行业

県内国際活動団体からの情報発信をサポートすることに重点を置いた編集とし、同時に賛助会員サービスツールとしての質向上を目指した機関紙「みやぎの国際情報誌 倶楽部M I A」を発行する。

発行回数 年6回 発行部数 3,200部

#### (2) 協会活動広報事業

・協会事業への理解を深めてもらうため、協会概要を発行する。

発行部数 200部

・ホームページ、Facebook、E-mailによる情報収集・提供を実施するほか、国際交流・協力団体、及び県民からの要望や意見聴取等を実施する。

・当協会事業についてより興味・関心を持ってもらうため、ブログによる情報発信をする。

#### (3) 国際理解教育支援事業

次代を担う児童生徒及び社会人等を対象とした国際理解教育を支援するため、教育現場等へ外国人講師の派遣を行う。また、登録している外国人講師相互の異文化理解を図りながら、プレゼンテーションスキルの向上を目指す懇話会を開催する。

### 2 連絡調整事業

#### (1) 各種連絡会議の開催等

県内国際交流民間団体及び県内市町村国際交流協会間の連絡提携の強化を図るため、宮城県国際交流推進連絡会議を開催する。特に、多文化共生推進に関わるテーマで開催するものについては、参集範囲が重なることもあるため宮城県との共催とし、より広範、かつ、効果的な情報発信に努める。

併せて全国レベルの情報交換共有及び職員の資質向上のための会議や研修会に参加する。

- ① 宮城県国際交流推進連絡会議
- ② 宮城県内市町村国際交流協会連絡会議
- ③ 東北・北海道国際化協会連絡協議会
- ④ 地域国際化協会連絡協議会
- ⑤ その他、他団体と連携した会議等

#### (2) ダイレクトリー編集発行

県内の国際活動に携わる団体等の情報を収集、提供するため、団体等の概要を掲載した「みやぎの国際活動団体 DIRECTORY 2017」を編集し、Web上で公開する。

### 3 交流活動事業

#### (1) 国際交流民間団体支援事業

県民参加の国際交流・協力・多文化共生活動を推進するため、県内国際交流民間団体の活動を支援する。

- ① 国際交流団体の行催事の開催に対する協力  
国際交流団体が実施する行催事に共催、後援等協力活動を行う。
- ② 万国旗の整備と無償貸出  
地方公共団体、国際交流団体等に貸し出すための万国旗を整備する。  
また、企業会員も無償貸し出しの対象とし、企業の国際活動に対する側面支援とする。

(2) ホストファミリー登録・紹介事業

家族単位で気軽に国際交流が体験できる機会として、来日外国人をホームステイさせるためのホストファミリーを募集・登録し、外部団体からの依頼に応える。

(3) 市町村国際交流支援事業(みやぎのふるさとふれあい事業)

県内市町村の伝統文化行事・年中行事等に本県在住の外国人等に参加していただき、本県の伝統文化・生活文化を紹介するとともに、地域住民との交流を通じて地域の国際化を推進するため、「みやぎのふるさとふれあい事業」を実施する。

対象市町村：5市町村程度                      参加外国人：各10人程度

#### 4 国際協力事業

(1) 国際協力普及啓発事業

国際協力に対する理解の裾野拡大をめざし、国際協力機構東北支部との共催により市民向け国際協力セミナーを開催する。

(2) 宮城県海外研修員日本語研修事業（宮城県委託事業）

宮城県が招聘する国際友好省県中国吉林省からの研修員を対象とした「専門研修前の日本語研修」を行うもの。

## II 多文化共生推進事業

### 1 日本語学習環境整備事業

(1) 日本語講座運営事業

本県在住の外国人や帰国者等で、日本語の学習を必要とする方々を対象に日本語講座を開設する。当協会の日本語講座は生活適応支援を第一の目的としていることから日本語の習得のみならず後述の「ニューカマー生活適応支援講座」を授業の枠内に取り込むことで、多面的な支援強化を図る。また、漢字クラスについては、担当講師陣が編纂し当協会が発行したオリジナルの教科書を活用して行うものとする。

(東日本大震災被災者に対する受講料の減免は条件付きながら継続する。)

MI A 日本語講座

- ・初級1、2                      第1、2期(各60回)
- ・中級                              第1、2期(各30回)
- ・漢字1、2                      第1、2期(各18回)
- ・夜間初級1、2                第1、2期(各20回)

(2) 地域日本語教育支援事業

東日本大震災を経て地域日本語教室の果たす役割の重要性が再認識されたことを受け、担い手である日本語学習支援者にも教授法のみならずその自覚が求められることから、より一層の資質の向上を図ることにより、本県における日本語教育の水準を高めるとともに、教室運営の改善を目的として、仙台市内及び県内各地での「学習支援者養成講座」や「日本語教室連絡会議」、「日本語サポータービギナー研修会」等を実施する。

(3) M I A日本語サポーター登録・紹介事業

個人教授を望む外国人学習希望者からの要望に応えるためのサポーター登録を行い、適宜マッチングを行う。

(4) 日本語教材整備事業

多様な日本語教育教材を整備し、本県における日本語教育の環境向上を図ることで、他のライブラリー施設との差別化を図る。また、当協会日本語講座講師陣が中心となって編集し、当協会が印刷製本した漢字教材の頒布を行う。

## 2 多言語情報・人材整備事業

(1) Web版多言語生活ガイドブック編集発行事業

本編は汎用性の高い(一財)自治体国際化協会作成の「在住外国人のための多言語ガイドブック」を活用し、巻末資料編として宮城県情報を編集しWeb上で掲載するもの。なお、カバー言語については、本県の外国人登録状況に鑑み、これまでのポルトガル語に代えてベトナム語を新たに加える。

(2) Web版多言語生活情報紙編集発行事業

迅速性と詳細性をもたせた隔月発行の生活情報「M I A多言語かわら版」を日・英・中・韓・越の5言語併記で編集し、Web上で公開する。

(3) 外国人支援通訳サポーター整備事業

在住外国人が本県で生活を送る上で、日本語ができないことによる不利益が生じることのないよう保健・医療機関或いは消防を含めた行政機関等からの要請に基づき随時通訳サポーターを派遣または紹介する。

また、新規登録および既登録者の資質向上を図ることを目的とした研修会を適宜実施する。必要に応じて、仙台市以外での出前型研修も実施する。

なお、保健・医療通訳サポーターについては、全国的にも医療機関側の理解が未だに低いことが大きな課題になっており、初回に限り費用免除することで活用実績を上げる態勢をとってきたが、僅かながらその成果も見え始めてきたことから、引き続きこの運用を継続し理解ある医療機関側の裾野の拡大を目指すこととする。

なお、結核等感染症対策として、仙台市保健福祉局との間で派遣協定を締結し、スムーズな治療に寄与する。

(4) 災害時における通訳ボランティア整備事業 (宮城県委託事業)

東日本大震災の教訓と知見を踏まえ、更なる研修内容の充実を図る。

### 3 多言語相談対応事業

#### (1) 相談コーナー事業

本県在住の外国人、留学生の生活相談及び県民の国際活動に関する相談に対応するため、語学堪能な職員を配置し相談に対応する。

なお、本事業の実施に当たっては、県からの受託事業である「みやぎ外国人相談センター設置事業」と補完し合う形で効果的に運営する。

#### (2) 「みやぎ外国人相談センター」設置事業（宮城県委託事業）

中国、韓国、フィリピン、ベトナム、ネパール、インドネシア等の各国相談員を配置し、多言語による相談に応じる。本センターでは、宮城県行政書士会、仙台弁護士会からの公式なバックアップを得ながら、より適切・確実な相談体制の構築を図る。

### 4 教育支援

#### (1) 外国籍児童生徒支援事業

日本語指導が必要とされる外国籍児童生徒を対象とした「外国籍の子どもサポーター」の派遣等を行う。「外国籍の子どもサポートセンター」を当協会内に設置することで、これまで情報や支援の手から孤立しがちだった地域点在型の児童生徒についても公平に支援できる体制を整える。また、進路ガイダンスや登録サポーターのスキルアップ研修については、同じ目的を掲げる他団体との協働により、効果的かつ効率的な運営に努める。

#### (2) 私費留学生緊急支援貸付事業

県内の大学等に在籍する私費留学生を対象として、20万円を上限とした緊急時の無利子貸付を行う。

### 5 定住外国人社会参画支援事業

#### (1) ニューカマー生活適応支援事業

滞日歴の比較的短い定住外国人を対象として、保健・医療、防災、交通安全、メンタルヘルス等生活に直結する正しい知識を得るための講座を実施することで、生活者としての自助の力を高められるよう支援するものである。実施に当たっては各専門機関と連携を図ることで、それらの機関における「多文化共生意識」を涵養する。主催する日本語講座での実施のみならず蓄積したノウハウをもって県内各地の日本語教室を中心とした地域開催も積極的に行う。

また、平成22年度実施の「みやぎ外国籍県民大学」、平成25年度実施の「宮城・山形定住外国人エンパワメント・カレッジ」に参加した定住外国人(13か国延べ70名)など、既に地域に根差した生活を営んでいる定住外国人を対象として仙台弁護士会国際交流委員会との定期的合同法律勉強会を実施し、自身の研鑽はもとより同じ立場の人たちによる相互支援力を高めることに寄与する。

#### (2) 「JET参加者生活支援事業」(宮城県委託事業)

県内各地に英語指導助手や国際交流員として赴任するJET参加者の転入、転出に係る各種手続き等のための県民通訳サポーター派遣、或いは専門家やJET経

験者による異文化ストレスケア研修を実施することで、若いJET参加者たちが地域で孤立することなく充実した宮城生活を送るための応援をするもの。ひいては、彼らの母国へ宮城の良さを発信してもらうことを目的とする。

- ・JET-Care 通訳者一登録のための研修会
- ・任用団体からの依頼に沿ったJET-Care 通訳の派遣
- ・JET-Care 通訳を対象とした中間研修会
- ・新規来日JET参加者のための異文化ストレスケア研修会
- ・JET参加者全員のための異文化ストレスケア研修会

(3) 「技能実習生と地域をつなぐプログラム」 (CLAIR 平成 28 年度多文化共生のまちづくり促進事業採択事業)

本県に在住する外国人の数は、過去最高を記録し、わけても労働力不足を背景とした技能実習生の増加は他の在留資格を遥かに超える増加ぶりをみせている。このような技能実習生たちは、地域産業の貴重な担い手となっている一方で、地域社会との関係は密接とはいえず、顔が見えない住民のまま日本社会から孤立している状況にある。技能実習生は、今後、まだまだ増加することが予想されることから、このような状況を放置せず、技能実習生も基礎的な日本語力や防災知識を身に付けることで地域住民の一人としての自助力を高め、また地域住民との交流を図ることで共助力を高めてもらい本県の多文化共生の更なる深化を図ることを目的とするもの。

- ・地域交流サポーターの育成  
日本語学習や地域交流活動等に協力してくれる人材を育成する
- ・日本語交流教室の実施  
地域交流サポーターの協力を得て、サバイバル日本語や地域住民との交流のための日本語を学習するための日本語教室を開設
- ・地域交流プログラムの実施  
技能実習生たちが自国文化の紹介をしたり、地域住民と共に町歩きをして地域への理解を深めるためのプログラムを実施
- ・防災研修の実施  
現在の技能実習生は東日本大震災後に来日していることから、防災・減災に関する研修は必須であり、大規模災害時に備えた自助力・共助力を涵養する研修会を実施

### III 海外移住事業

(1) 海外県人会助成事業

在外宮城県人の親睦と福祉の向上を図るために組織されている県人会(ブラジル、アマゾン、ペルー、パラグアイ、アルゼンチン、メキシコ、南カリフォルニア、ハワイ)の健全な運営に資するため助成を行う。

(2) 海外移住者支援事業

海外移住物故者の慰霊祭を行うとともに、海外県人会との連絡や交流を行う。